

事務連絡
令和5年5月12日

各学校等教育施設管理者 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症に係るサーベイランスの実施について（依頼）

平素より感染症対策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

標記の件について、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の類型が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定される5類感染症に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の集団発生等があった場合の保健所の調査への御協力につき、下記のとおり依頼いたします。

つきましては、業務御多忙の折誠に恐縮ですが、内容について御確認、御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症発生報告

学校設置者及び都立学校長は、新型コロナウイルス感染症の集団的な発生が見られたことに伴い、学校の臨時休業やオンライン授業等の対応などを行った場合は、新型コロナウイルス感染症発生報告として、速やかに学校の所在地を所管する保健所に報告を行ってください。

2 保健所による調査（積極的疫学調査）

発生報告を受けた保健所は、感染拡大防止を目的とし、必要に応じ、発生の状況等を把握するため当該学校に調査への協力依頼を行いますので、情報提供（対象学級名、在籍者数、欠席児童・生徒の症状、学校全体の状況等）に御協力をお願いします。

なお、現在、季節性インフルエンザにおいては、発生初期の動向把握のためにクラスターサーベイランスを実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症における実施については現在検討中です。

3 開始時期

2023年第19週（令和5年5月8日から5月14日まで）から

4 その他

（1）集団発生時におけるウイルス検査（クラスターサーベイランス）については、方針決定次第、別途連絡いたします。

（2）クラスターサーベイランスとしてウイルス検査を実施する場合は、都費により、東京都健康安全研究センターにおいて遺伝子検査等を行うこととなります。

詳細については、方針決定後、別途通知いたします。

【問合せ先】

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 防疫担当

電話：03-5320-4088